

令和5年4月19日

川崎市立柘形中学校保護者様

川崎市立柘形中学校
校長 大津 裕一

「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」発表時等における 臨時休業について（お知らせ）

日頃から本校の教育活動について、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。心より感謝申し上げます。

さて、川崎市では、「特別警報」（各警報の基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表される警報）及び「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表された時の児童生徒の安全確保についての対応につきましては、以前よりお知らせしております。内容をご確認いただき、趣旨についてご理解くださいますようお願い申し上げます。

1. 神奈川県全域、または県内の一部（川崎市に限りません）に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」のいずれかが、午前6時の時点で発表された場合、あるいは発表が 継続されている場合は、児童生徒の安全確保のため、当日一日を臨時休業とします。

また、午前6時の時点で神奈川県のいずれの市町村等の「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」が解除されていた場合でも、市内の全駅を含む区間で市内鉄道全社※が計画運休を実施している場合も当日を臨時休業とします。

（※JR東日本、京浜急行電鉄、東急電鉄、小田急電鉄、京王電鉄）

2. 「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報（「大雪警報」「大雨警報」等）が午前6時の時点で発表された場合、あるいは発表が継続されていた場合などについては、その状況に応じて学校として判断を行い、保護者の皆様にご連絡いたします。

3. 児童生徒の登校後に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表された場合については、授業を繰り上げ、安全なうちに児童生徒を下校させます。ただし、下校する時間が台風の襲来などと重なる恐れのある時は、児童生徒を学校で待機させるなどの安全措置を講じることがあります。

また、「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報（「大雪警報」「大雨警報」等）が出た場合、計画運休が発表された場合並びに警報が出ていない場合でも天候の悪化が予想され、児童生徒の下校に重大な支障をきたす恐れのある場合に、学習途中で下校させるかについては、その都度学校が判断します。

いずれの場合も、授業を繰り上げ、学習途中で下校させるような時は、連絡網や配信メール等でお知らせいたします。

4. その日一日を臨時休業と決定した場合、途中で天候が回復しても登校時刻を繰り下げて授業を実施することはいたしません。ただし、通学路の安全を確認した上で、部活動や委員会活動など放課後の児童生徒の活動について実施することがありますが、その際は、ご連絡いたしません。

上記の点について、ご不明な点がある場合は、教頭（鴻海 達也）電話 044-900-1304 までご相談ください。